

公共施設使用料見直しに係る他市の状況について

1. 見直し方針

(1) 受益者負担の原則

使用料とは、公共施設等の利用者からその利用の対価として納付されるものであるが、公共施設の維持管理費や運営に要する経費は、使用料収入では賅えず不足分については、税金が使われることになり、市民全体の負担となる。施設を利用する者と利用しない者との負担の公平性を図るため、利用者には、応分の負担を求める受益者負担の考えを原則とする。

(2) 使用料算定方法の基本ルール

市が受益者に応分の負担を求めるための、使用料算定の基本ルールは次のとおりとする。

$$\text{使用料（受益者負担）} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

2. 各施設の管理原価の算出

(1) 原価の基礎

市民の日常的な利用に伴い施設を維持管理するための必要経費を「原価の基礎」と考え、経常的経費のうち「人件費」と「物件費」する。

項目	内容	原価算入
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員等の人件費	○
物件費	光熱水費、委託料など施設の維持管理や運営に係る経費	○
備品購入費	施設を充実させるために必要な備品購入経費	—
維持補修費	修繕費、維持補修工事費などの施設の維持補修に係る経費	—
原価償却費	建物の原価償却費	—

(2) 管理原価の算出

原価の基礎（人件費＋物件費）を合算したものを貸出施設の総面積と年間総貸出時間で除し、管理原価を計算する。

$$\begin{aligned} & \text{管理原価（円／m}^2 \cdot \text{時間）} \\ & = \text{（人件費＋物件費（円））} \div \text{貸出施設の総面積（m}^2 \text{）} \div \text{年間総貸出時間（時間）} \end{aligned}$$

